



島根県報

平成31年3月29日（金）

号外第35号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税 務 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第35号）

1 規則の概要

- (1) 自動車税の種別割の減免の対象となる一般乗合用のバスに係る交付金から、島根県生活交通確保対策交付金を除くこととした。（第80条の2関係）
- (2) 自動車取得税の非課税の対象となる一般乗合用のバスに係る路線から、島根県生活交通確保対策交付金の交付を受けて運行する路線を除くこととした。（附則第11項関係）
- (3) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)については、平成32年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第35号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第80条の2中「又は市町村長（市町村の一部事務組合の管理者又は代表理事を含む。）が交付する補助金（知事が交付する島根県生活交通確保対策交付金のうち広域通学系統維持交付金又は通院系統維持交付金を受けて交付するものに限る。）」を削る。

附則第11項中「又は交付金」を削り、同項第3号を削る。

附則第12項及び第13項を削る。

第68号様式その1表面中

「※ 申請に際しての注意事項を裏面に記載しておりますので、必ず御確認ください。 収入証紙 を

「収入証紙 に、
※ 申請に際しての注意事項を裏面に記載しておりますので、必ず御確認ください。

証 明 書 の 使 用 目 的	1 担保権の設定のため	7 県との随意契約に係る見積書を提出するため
	2 試掘権の延長のため(鉱区税)	8 県が行う入札の参加資格審査を受けるため
	3 採掘権への転願のため(鉱区税)	(一般競争入札に参加の場合も含む。)
	4 採掘鉱区又は採掘出願地の増減の出願のため(鉱区税)	9 建設業の許可を受けた業者が知事に届出を行うため
		10 その他 ()

	5 県が行う融資を受けるため
	6 5以外の融資を受けるため

を

証 明 書 使 用 目 的 及 び 交 付 手 数 料	手数料必要 島根県収入証紙 (証明書1枚につき420円)を あらかじめ御用意ください(購 入方法裏面参照)。	1 県が行う入札の参加資格審査を受けるた め(一般競争入札に参加する場合も含む。)	4 建設業の許可を受けた業者が知事 に届出を行うため
	手数料不要	2 県が行う融資を受けるため 3 2以外の融資を受けるため	5 担保権の設定のため 6 その他()
		7 県との随意契約に係る見積書を提出する ため	9 採掘権への転願のため(鉱区税)
		8 試掘権の延長のため(鉱区税)	10 採掘鉱区又は採掘出願地の増減の 出願のため(鉱区税)

に、

※ 委任者が個人の場合は、必ず御本人が自署押印してください。

県 処 理 欄	<input type="checkbox"/> 窓口交付	申請者の確認	<input type="checkbox"/> 本人	確 認 方 法	<input type="checkbox"/> 免許証	<input type="checkbox"/> 健康保険証	取 扱 者
	<input type="checkbox"/> 郵 送		<input type="checkbox"/> 代理人		<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	

を

※ 委任者が個人の場合は、必ず御本人が自署押印してください。

県 処 理 欄	申請者の確認		確認方法	領収証 番 号	証紙貼付 委 託 額	取扱者	貼付額	過不 足額	貼 付 年月日	受託者
	<input type="checkbox"/> 窓口	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> その他()			円		円	円	
<input type="checkbox"/> 郵送	—	—	—	—	円		円	円		

に改め、同様式裏面中「4 使用目的が1、5、6、8、9又は10の場合には、手数料が必要です。」を

「4 使用目的が1から6までの場合には、手数料が必要です。島根県収入証紙(証明書1枚につき420円)をあらかじめ御用意ください。

<島根県収入証紙の販売所>

- ・ 山陰合同銀行
- ・ 島根銀行

上記以外の販売所及び島根県収入証紙の購入ができない場合の手数料の納付方法については、島根県総務部税務

課ホームページを御覧いただくか、各県民センター又は県民センター各事務所の納税窓口にお尋ねください。 」
に、「点は、」を「点については、島根県総務部税務課ホームページを御覧いただくか、」に改める。
第93号の 5 様式を次のように改める。

第93号の5様式（第40条関係）

第 号

年 月 日

住 所

氏 名 様

県民センター所長

印

個人の事業税の課税標準額の決定通知書

地方税法第72条の54の規定に基づき、 年度（事業年 年）分の個人の事業税の課税標準とすべき所得について、次のとおり決定したので通知します。

事業種目	業 種	第 種事業	申告区分等
I 課税標準の総額の計算			
事業所得 の金額①	円	損失の繰越控除 額 ⑦	円
不動産所得 の金額①			
所得税又は住民税の 事業専従者給与（控 除）額 ②		被災事業用資産 の繰越控除額 ⑧	
土地の譲渡等に係る 事業所得 ③		事業用資産の譲 渡損失の控除額 ⑨	
青色申告特別控除額 ④		事業用資産の譲 渡損失の繰越控 除額 ⑩	
事業税の非課税所得 ⑤		事業主控除額 ⑪	
事業税の事業専従者 給与（控除）額 ⑥		課 税 標 準 額 (① + ② + ③ + ④ - ⑤ - ⑥ - ⑦ - ⑧ - ⑨ - ⑩ - ⑪) ⑫	
II 分割課税標準額の明細			
事 務 所 等 の 明 細		従業員数	課税標準額
都道府県名	事務所所在地		
		人	千円
	計		

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第94号の3様式を次のように改める。

第94号の3様式 (第41条の3関係)

		※		発信年月日		原始	承継
		処理事項		通信日付印		確認印	
不動産取得税 (住宅用土地) に係る 減額適用に関する申告書							
年 月 日			取得者	住所又は所在地			
県民センター所長 様				(ふりがな) 氏名又は名称		(電話番号) ⑩	
土地に関する 明細 ④	所在・地番	(所在) 市 町 大字 (地番)					
	地積	㎡		取得年月日	年 月 日		
	地目	宅地・雑種地・ その他 ()		登録に 事 関 項	登記受付年月日	年 月 日	
	取得の方法	売買・贈与・交換・ その他 ()			登記受付番号	第 号	
	この土地の取得の日前1年以内にこの土地に隣接する土地を取得している場合	その隣接する土地の取得年月日		年 月 日		その隣接する土地の取得についての申告の有無	
住宅用土地に係る税の減額適用事項に関する事項 ⑤	住宅の取得者				住宅の取得年月日	年 月 日	
	住宅の種類	専用住宅・共同住宅・併用住宅		住宅の新築年月日	年 月 日		
	住宅の取得の方法	新築・売買・贈与・ その他 ()		家屋の床面積 (住宅部分の床面積)	㎡ ()		
	特例適用住宅の新築の場合 ㉑	住宅の新築日における土地の所有者の氏名又は名称					
	新築未使用の特例適用住宅の取得の場合 ㉒	住 宅 の 用 途		自己居住用・貸家用・その他 ()			
	耐震基準適合既存住宅の取得の場合 ㉓	住 宅 の 用 途		自己居住用・貸家用・その他 ()			
	耐震基準不適合既存住宅の取得の場合 ㉔	耐震改修完了年月日		年 月 日			
住 宅 の 用 途		自己居住用・貸家用・その他 ()					
自己居住用に供した年月日		年 月 日					
摘 要							

備考 住宅の登記事項証明書等軽減措置の適用があることを証する書類を添付してください。

また、次の場合は、新耐震基準に適合していることを証する書類を併せて添付してください。

- 1 ㉑に該当する場合であって、住宅の新築年月日が昭和56年12月31日以前であり、かつ、建築確認の日付が昭和56年5月31日以前である場合 (調査終了日が当該住宅の取得日前2年以内の証明書又は評価日が当該住宅の取得日前2年以内の住宅性能評価書に限る。)
- 2 ㉒に該当する場合 (住宅の取得日から6月以内の証明書に限る。)

第171号様式を次のように改める。

第171号様式（第86条関係）

第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

大規模の償却資産指定通知書

地方税法第742条第 項の規定により次のとおり大規模の償却資産として指定したので通知します。

所 有 者	住所又は 所在地	
	氏名又は 名 称	
償 却 資 産 の 所 在 地		
償 却 資 産 の 種 類		
指 定 年 月 日		年 月 日

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第173号様式を次のように改める。

第173号様式（第86条関係）

第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

大規模の償却資産の価格等の決定通知書

地方税法第743条第1項の規定により、次のとおり大規模の償却資産の価格等を決定したので通知します。

納税義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
償却資産の所在地		
償却資産の種類		
決定価格		円
償却資産の価額	年 月 日以前分	円
	自 年 月 日 分 至 年 月 日	円
	自 年 月 日 分 至 年 月 日	円
	固定資産税の課税標準となるべき額 (7)	円
地方税法第349条の4第1項の表の下欄の金額（市町村において課税標準とすることとなる金額） (1)		円
県において課税標準とすべき金額 (7)-(1)		円

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条の規定により、知事に審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第80条の2の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。
(自動車取得税に関する経過措置)
- 2 この規則による改正後の島根県県税条例施行規則(以下「新規則」という。)附則第11項の規定は、この規則の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
- 3 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則(以下「旧規則」という。)附則第12項及び第13項の規定は、平成26年度分の自動車税については、なおその効力を有する。
- 4 新規則第80条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
(用紙に関する経過措置)
- 5 旧規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。